



発行 東京都

目次

19

規則

○東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則…（総務局人事部調査課）…

訓令

○東京都事案決定規程の一部改正…（総務局人事部調査課）…

規則

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十八号

東京消防庁の組織等に関する規則の一部を改正する規則

東京消防庁の組織等に関する規則（昭和三十八年東京都規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、対策本部」を削り、同項の表企画調整部の項の次に次のように加える。

安全推進部

安全推進課

安全技術課

第二条第一項の表オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部の項を削る。

第三条第一項中「、対策本部」を削り、同項の表企画調整部の項の次に次のように加える。

安全推進部

安全推進課

- 一 安全施策に関すること。
- 二 安全教育に関すること。
- 三 安全に係る計画に関すること。
- 四 安全評価に関すること。
- 五 部内他の課に属しないこと。

安全技術課

一 消防の安全に係る科学技術の研究に関すること。

二 火災予防条例（昭和三十七年東京都条例第六十五号）に基づく性能に係る試験等の実施に関すること。

三 安全文化等の分析に関すること。

四 危険物判定試験等に関すること。

五 火災に係る物件等の鑑定に関すること。

第三条第一項の表総務部の部総務課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同表防災部の部防災安全課の項第十号中「（昭和三十七年東京都条例第六十五号）」を削り、同表オリンピック・パラリンピック競技大会対策本部の項を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第十条第一項中「、対策本部に対策本部長を」を削り、同条第二項中「デジタル化推進担当課長を」の下に「、安全推進部に安全支援担当課長及び分析鑑定担当課長を」を加え、同条中第五項を削り、同条第六項中「及び対策本部」を削り、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を第七項とし、第九項を第八項とする。

第十二条第一項の表中「一七、八〇三人」を「一七、七九八人」に、「一八、二三八人」を「一八、二三三人」に改める。

第十三条第三項中「及び対策本部長」を削り、同条中第九項を削り、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。

附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

### 訓 令

#### ●東京都訓令第八号

庁 中 一 般

東京都事案決定規程（昭和四十七年東京都訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二条中第十二号を第十四号とし、第五号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四号中「又は」を「、室長又は」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「第九条第三項」を「第九条第四項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 室長 組織規程第九条第三項に規定する室長をいう。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二 室 組織規程第八条第一項に規定する子供政策連携室をいう。

第八条第二項の表中

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監
	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監
	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長

に

を

「室 長」室長があらかじめ指定する部長

改める。

第十条第一項の表中

局長	第四条の規定により局長の決定の対象とされた 事案	知 事
----	-----------------------------	-----

を

局長	第四条の規定により局長の決定の対象とされた 事案	知 事
室 長	第四条の規定により室長の決定の対象とされた 事案	局 長

に

改める。

第十一条第一項の表中「及び次長（事案の性質に応じ）」の下に「室長、」を加え、同表中

局長が決定する事案	次長（事案の性質に応じ担当局長、技監、危機管理監又は道路監を含む。）及び主管に係る部長
-----------	---

を

局長が決定する事案	次長（事案の性質に応じ担当局長、技監、危機管理監又は道路監を含む。）及び主管に係る部長
室長が決定する事案	主管に係る部長

に

改め、同条第三項中「並びに」の下に「室長、」を加える。

第十三条の表中

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監
	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長

を

局長	次長、危機管理監又は道路監を置く局にあつては、局長があらかじめ指定する次長、危機管理監又は道路監
	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長

室長	次長、危機管理監又は道路監を置かない局にあつては、局長があらかじめ指定する部長
室長	室長があらかじめ指定する部長

改める。

別表二の項中「局」の下に「及び室」を加え、同表四の項中「局に」を「局及び室に」に改める。

附則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

